

議案第15号

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条～第16条」を「第15条～第18条」に、「第17条」を「第19条」に改める。

第10条第2号中「重大事態」の次に「（以下「重大事態」という。）」を加える。

第17条を第19条とする。

第4章中第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「第5条」を「第6条」に改め、「副委員長」との次に「、第7条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある臨時委員」と」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項

及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある臨時委員」と読み替えるものとする。

第3章中第12条を第14条とする。

第11条に次の2項を加える。

3 教育委員会は、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

第11条の次に次の2条を加える。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る重大事態に係る事実関係に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第13条 専門・調査委員会は、第10条第2号に掲げる事務を行わせるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が専門・調査委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 専門・調査委員会は、部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市いじめ問題専門・調査委員会に臨時委員及び部会を置くことができることとするため、この条例を制定するものである。